

施設内研修会 令和5年10月25日(水)

「ハラスメント防止のための指針について」



○立入検査報告：8/16(水) 有料老人ホームこがねむし2号館の立入検査(現地調査)が行われました。施設内の設備・衛生管理・事故報告書・書類調査など検査員2名の方が見え調査されました。結果報告として指摘事項はありませんでした。

(・施設がとてもきれいが高評価。・掃除が行き届いている・整理整頓されている・書類調査では、よくまとめであったと高評価でした。)

北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針が定める各指針・委員会・研修

	指針	委員会	研修
身体拘束等の適正化	○	三月に1回以上	定期的に
事故発生の防止	○	定期的に	定期的に
感染症予防及びまん延防止	○	半年に1回以上	定期的に
虐待の防止	○	定期的に	定期的に
ハラスメント対策	○		周知・啓発
業務継続計画(BCP)	BCP策定		定期的に
消防・防災計画			(非常災害も含む)定期的に訓練

○今回の検査を受け、今後ご利用者様が快適・安全に過ごせるように施設内研修やミーティング設備の安全点検・BCPへの取組など行っていきたいと思います。

◇ハラスメント防止の基本指針

1) 当施設は、高齢者に対してより良い介護を実現するために、職場及び介護の現場におけるハラスメントを防止するために、本方針を定めるとする。

(職場) 優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為である(パワーハラスメント・セクシャルハラスメント)

(介護現場) 入居者・家族等から職員へのハラスメント、及び職員から入居者・家族等へのハラスメントの両方をさす。

パワーハラスメント：①身体的な攻撃 ②精神的な攻撃 ③人間関係の切り離し ④過小な要求 ⑤過大な要求 ⑥個の侵害

セクシャルハラスメント：①性的な内容の発言 ②性的な行動

身体的暴力(回避したため危害を免れたケースを含む)
精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

セクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

○職場・介護現場におけるハラスメント対策

・当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間においてハラスメントが発生しないよう、日頃から正常な意思疎通に留意し、役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う事。ハラスメント防止のために、本基本指針を定期的に見直しをし、ハラスメント研修を行う。また、ハラスメント相談窓口を設置。介護現場においては、職員に対する金品の心づけのお断り。入居者・家族から暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合及び、入居者・家族に何らかの異変があった場合は、管理者に報告・相談を行うなど。管理者は、相談・報告のあった事例について問題点や課題を整理し、管理者ミーティングで検討し、必要な対応を行う。

○職員研修：①本基本指針 ②周知・啓発内容(必要時又は基本指針変更時に研修を行う。)

✦今回の研修会では、有料老人ホームの立入検査の報告・ハラスメント防止のための指針についてお話がありました。ハラスメントについては、令和5年7月より、こがねむしにおいても契約書にてご利用者様と事業所が契約を交わしております。今後もより良いケア・サービスができるよう日頃から正常な意思疎通(コミュニケーション)をとっていきたいですね。



研修会皆様お疲れ様でした。立入検査も皆様のご協力にて無事に終わりました。ありがとうございました。